空家等活用促進区域の対象・ガイドラインの概要

国十交诵省

改正概要

令和5年12月13日施行·公表

- 中心市街地や住宅団地など、地域の拠点的なエリアに空家等が集積すると、当該地域の本来的機能 を低下させるおそれ。
- また、古い空家等を活用する上で、建築基準法等の規制がネックになっているケースもある。
- 市区町村が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定め、区域内で空 家等の所有者等への要請や、規制の合理化等を措置することが可能に。

【空家等活用促進区域の対象】

市区町村が経済的社会的活動の促進のために 重点的に空家等の活用が必要と考える次のエリア

- ·中心市街地
- ·地域再生拠点
- · 地域住宅団地再生区域
- ・歴史的風致の維持・向上を 図るための重点区域
- · 商店街活性化促進区域
- · 農村地域等移住促進区域
- 観光振興のための滞在促進地区
- ・上記のほか、地域における住民の生活、産業の振 興又は文化の向上の拠点であって、生活環境の整 備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図る ことが必要であると市区町村が認める区域



市街地



住宅団地 の例

「区域の設定に係るガイドライン」(R5.12公表)の概要

課題の抽出



②区域案・ 指針案の検討

<基本的な考え方・部局間連携>

- 中心市街地の活性化や観光振興など既存の区域設定や 法定計画等をベースに課題の検討
- **まちづくり部局**のほか、観光振興の所管部局等との連 携が重要

<区域・指針の内容>

- 対象エリア(地域の実情に応じて柔軟に設定が可能)
- 活用する空家等の種類、誘導用途等
- <都市計画等との調和>
- 市街化調整区域で区域設定する場合は、市街化抑制に も留意し、あらかじめ都道府県知事と協議が必要
- <特例適用要件の設定【選択】>
- 参酌基準から敷地特例適用要件を設定
- 市街地環境や土地利用の状況等に応じて用途特例適用 要件を設定 ※参考例を紹介
- あらかじめ特定行政庁との協議等が必要



<住民意見の反映>

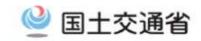
公聴会、パブリックコメントなど

<要請、あっせん>

- 所有者等へ誘導用途への活用を要請
- 所有者等へ空き家の貸付又は売却のあっせん



空家等活用促進区域における規制の合理化等



空家等活用促進区域内で市区町村が講じることのできる規制の合理化等

○ 空家等活用促進区域内では、次のような規制の合理化等の措置を講じることができる。

接道規制の合理化<建築基準法関係>

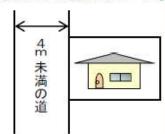
<現行>

建築物の敷地は、<u>幅員4m以上の道路</u>に2m以上接していないと<u>建替え、改築等が困難</u>**1。

※1 個別に特定行政庁(都道府県又は人口25万人以上の市等)の許可等 を受ければ建替え等が可能だが、許可等を受けられるかどう かの予見可能性が低いこと等が課題。

【接道義務を満たさない(幅員4m未満の道に接している)敷地のイメージ】





<改正後>

市区町村は活用指針に「敷地特例適用要件」^{※2}を策定。 これに適合する空家は、前面の道が<u>幅員4m未満でも、</u> 建替え、改築等が容易に。

※2 市区町村が、<u>安全性を確保</u>する観点から、<u>省令で定める基準</u> (次ページを参照)を<u>参酌</u>して、活用指針に規定。(事前に特定行 政庁と協議)

用途規制の合理化<建築基準法関係>

<現行>

<u>用途地域</u>に応じて建築できる<u>建築物の用途を制限</u>※3。

※3 個別に特定行政庁の許可を受ければ、制限された用途以外の用途への変更 が可能だが、許可を受けられるかどうかの予見可能性が低いことが課題。

第一種低層住居専用地域



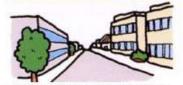
低層住宅のための地域。小規模な店や事務所をかねた 住宅、小中学校などが建てられる。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域。小中学校などのほか、 150mまでの一定の店などが建てられる。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域。病院、大学、500m までの一定の店などが建てられる。

<改正後>

市区町村が活用指針に定めた「<u>用途特例適用要件」※4に適合する用途への変更が容易</u>に。

※4 市区町村が特定行政庁と協議し、特定行政庁の同意を得て設定。



(例)第一種低層住居専用地域で空家をカフェとして活用することが容易に。

市街化調整区域内の用途変更<都市計画法関係>

<現行>

市街化調整区域内では、用途変更に際して都道府県知事の許可が必要。

<改正後>

空家活用のための用途変更の許可に際して都道府県知事が配慮※5。

※5 空家等活用促進区域に市街化調整区域を含める場合には、都道府県知事と事前に協議。

空家等活用促進区域の事例 千葉県鎌ケ谷市

■空家等活用促進区域の概要

· 指 定 年 月 日 : 令和6年4月1日

・地区面積:約65ha

・対象区域:新鎌ケ谷駅、初富駅、東武鎌ケ谷駅

を中心としたエリア

※ 鎌ケ谷市中心市街地活性化基本計画の 中心市街地活性化区域を基に区域を指定

■千葉県鎌ケ谷市の概要

市	の	総面	積	2, 108ha
人		総	数	109,652人 (令和6年8月1日時点)
世	帯	総	数	52,911世帯(令和6年8月1日時点)
住	宅	総	数	49,720戸(平成30年住宅・土地統計調査)
空	き	家総	数	4,730戸(平成30年住宅・土地統計調査)
使用目的のない空き家数 1,350戸(3				1,350戸(平成30年住宅・土地統計調査)

